

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由																				
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="176 624 949 1007"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>動物医療センター</td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>フロンティア農学教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>感染症未来疫学研究センター (新設)</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	動物医療センター	硬蛋白質利用研究施設	フロンティア農学教育研究センター	感染症未来疫学研究センター (新設)	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 組織</p> <p>(附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1072 624 1845 1007"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>動物医療センター</td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>フロンティア農学教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>感染症未来疫学研究センター <u>野生動物管理教育研究センター</u></td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	動物医療センター	硬蛋白質利用研究施設	フロンティア農学教育研究センター	感染症未来疫学研究センター <u>野生動物管理教育研究センター</u>	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>野生動物管理教育研究センターの設置に伴う改正</p>
学部名	附属施設名																					
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																					
	動物医療センター																					
	硬蛋白質利用研究施設																					
	フロンティア農学教育研究センター																					
	感染症未来疫学研究センター (新設)																					
工学部	ものづくり創造工学センター																					
学部名	附属施設名																					
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																					
	動物医療センター																					
	硬蛋白質利用研究施設																					
	フロンティア農学教育研究センター																					
	感染症未来疫学研究センター <u>野生動物管理教育研究センター</u>																					
工学部	ものづくり創造工学センター																					

附 則 (令和4年4月20日教規則第5号)

この規則は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。